

## ○工事等に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領

平成17年4月13日

管理者決裁

工事等に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領(平成13年7月31日管理者決裁)の全部改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、さらに、札幌市民への説明責任(アカウンタビリティ)の推進を図るため、別に定めがあるものを除くほか、札幌市水道局発注の工事並びに工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「工事等」という。)に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領を下記のとおり定める。

記

### 1 公表対象工事等

- (1) 次に掲げるものとする(公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、札幌市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)
  - ア 法第2条第2項に規定する公共工事(以下「工事」という。)で、その予定価格が250万円を超えるもの。
  - イ 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「委託業務」という。)で、その予定価格が100万円を超えるもの。
- (2) 予定価格が、前項の規定を超えない工事等についても、この要領の規定に準じて、公表することができるものとする。

### 2 発注予定工事等の公表

- (1) 公表する事項
  - ア 工事等の名称
  - イ 工事等の施工場所
  - ウ 工期(履行期間)
  - エ 工事等の概要
  - オ 入札時期
  - カ 工事等の種別
  - キ 入札及び契約の方法
  - ク 金額区分
  - ケ その他必要と認める事項
- (2) 公表の時期
  - ア 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受けることが見込まれる工事等。

原則として、3月下旬において、翌年度に発注を予定する工事等を公表する。なお、その際、札幌市契約公報にも登載するものとする。

イ 予定価格が250万円を超えることが見込まれる工事及び予定価格が100万円を超えることが見込まれる委託業務(上記アの工事等を除く。)

原則として、3月下旬において、翌年度に発注を予定する工事等を公表する。ただし、追加公表及び公表事項の変更等については、総務部長が定める時期に公表する。

### (3) 公表の方法

ア 入札室における掲示

イ インターネットによる閲覧

#### 公表の手続き

工事等担当部長(工事施行規程(平成4年規程第10号)第2条第4号に規定する工事等担当部長をいう。)は、所管する部が施工を予定している対象工事等を、総務部長が定める期日までに契約基本システムにより、総務部長に提出する。

## 3 公表事項(2を除く。)

### (1) 一般競争入札の場合

ア 競争入札参加資格等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

イ 入札告示において公表する事項

(ア) 工事等の名称、場所、種別及び概要

(イ) 入札執行日時

(ウ) 政令第167条の5の2の規定により定めた一般競争入札に参加する者に必要な資格

ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア) 入札参加資格者の商号又は名称

(イ) 入札者の各回の入札金額

(ウ) 落札金額

(エ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格及び入札書比較価格

(オ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称

(カ) 地方公営企業法施行令(以下「地公企令」という。)第21条の14第1項第8号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(キ) 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(ク) 政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由

- (ケ) 低入札価格調査の結果の概要
- エ 契約締結後(地公企令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約を行った場合を含む。)、速やかに公表する事項
  - (ア) 契約相手方の商号又は名称及び住所
  - (イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期
  - (ウ) 契約金額
- (2) 指名競争入札の場合
  - ア 競争入札参加資格等
    - (ア) 政令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
      - (イ) (2)・ア(ア)の資格を有する者の客観点数、主観点数及びそれらの合計点数並びに等級区分を定めたときの基準
      - (ウ) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
  - イ 指名通知後、速やかに公表する事項
    - (ア) 工事等の名称及び種別
    - (イ) 入札執行日時
  - ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項
    - (ア) 指名した者の商号又は名称
    - (イ) 入札者の各回の入札金額
    - (ウ) 落札金額
    - (エ) 低入札調査基準価格又は最低制限価格及び入札書比較価格
    - (オ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
    - (カ) 地公企令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
    - (キ) 政令第167条の13において準用する政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
    - (ク) 低入札価格調査の結果の概要
    - (ケ) 工事等の場所及び概要
    - (コ) 指名した者の指名理由及び指名に至る過程
- エ 契約締結後(地公企令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約を行なった場合を含む。)、速やかに公表する事項
  - (ア) 契約相手方の商号又は名称及び住所
  - (イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期
  - (ウ) 契約金額
- (3) 随意契約の場合(地公企令第21条の14第1項第8号の規定による場合を除く。)

- ア 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項
  - (ア) 見積書を徴取した者の商号又は名称
  - (イ) 見積者の各回の見積金額
  - (ウ) 決定金額
  - (エ) 見積書比較価格
- イ 契約締結後、速やかに公表する事項
  - (ア) 契約相手方の住所
  - (イ) 工事等の着手の時期及び完成の時期
  - (ウ) 契約金額
  - (エ) 契約の相手方を選定した理由
- (4) 契約金額の変更を伴う契約変更の場合、契約変更後、速やかに公表する事項
  - ア 工事等の名称
  - イ 契約金額
  - ウ 工事等の着手の時期及び完成の時期
  - エ 工事等の場所、概要及び種別
  - オ 変更の理由
- (5) 政令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項
  - ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
  - イ 政令第167条の10の2第3項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準
  - ウ 政令第167条の10の2第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
  - エ 政令第167条の10の2第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

#### 4 公表方法

3に掲げる公表事項については、原則、次に掲げるものを閲覧に供することにより公表するものとする。

ただし、閲覧に供するものが公表の事項を満たし、法令等の規定により公表することができないものとされる場合以外は、これに限らない。

なお、公表事項の複写については、別に定めるところによる。

(1) 一般競争入札の場合

ア 競争入札参加資格等

資格については「一般競争入札に参加する者に必要な資格」の告示文、名簿については札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月26日管理者決裁。以下「登録要領」という。)第3条第3項に定める札幌市競争入札参加資格者名簿(以下「登録名簿」という。)によるものとする。

イ 入札告示において公表する事項

「入札告示」の告示文によるものとする。

ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(上記3・(1)・ウ)に係る公表は、入札(見積)結果調書(以下「結果調書」という。)によるものとする。

(キ)に係る公表は、札幌市水道局工事一般競争入札施行要綱(平成17年4月6日管理者決裁)の様式6「入札参加資格に係る理由説明書」によるものとする。

(ク)(ケ)に係る公表は、札幌市水道局低入札価格調査要領(平成15年2月19日管理者決裁)の様式3「低入札価格調査結果報告書」(ただし、決裁欄等個人名については、公表対象としない。以下「結果報告書」という。)によるものとする。

エ 契約の締結後、速やかに公表する事項

札幌市水道局工事等請負契約事務取扱要領第21条第1項に規程する契約書(様式6及び様式8。以下「契約書」という。)によるものとする。

(2) 指名競争入札の場合

ア 競争入札参加資格等

(ア)(上記3・(2)・ア)に係る公表は、資格については「指名競争入札に参加する者に必要な資格」の告示文、名簿については登録名簿によるものとする。

(イ)に係る公表は、登録要領第8条の格付け要項によるものとする。

(ウ)に係る公表は、札幌市水道局工事等被指名者選定基準(平成15年3月19日管理者決裁)によるものとする。

イ 指名通知後、速やかに公表する事項

工事等被指名者選考委員会ごとに作成する入札書比較価格公表用文書によるものとする。

ウ 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(上記3・(2)・ウ)に係る公表は、「結果調書」によるものとする。

(キ)(ク)に係る公表は、「結果報告書」によるものとする。

(ケ)(コ)に係る公表は、「工事等被指名者選考委員会調書」によるものとする。

エ 契約の締結後、速やかに公表する事項

「契約書」によるものとする。

(3) 随意契約の場合(地公企令第21条の14第1項第8号の規定による場合を除く。)

ア 契約相手方の決定後、速やかに公表する事項

「結果調書」によるものとする。

イ 契約締結後、速やかに公表する事項

(ア)(イ)(ウ)(上記3・(3)・ア)に係る公表は、「契約書」によるものとする。

(エ)に係る公表は、「随意契約理由書」(ただし、決裁欄等個人名については、公表対象としない。)によるものとする。

(4) 契約金額の変更を伴う契約変更の場合、契約変更後、速やかに公表する事項

アイウ(上記3・(4))に係る公表は、契約の相手方が提出する「請書」によるものとする。

エオに係る公表は、札幌市水道局工事施行規程(平成4年水道局規程第10号)の様式8「措置必要事項報告書」(ただし、決裁欄等個人名については、公表対象としない。)によるものとする。

(5) 「総合評価一般競争入札」及び「総合評価指名競争入札」を行った場合の公表事項の公表方法については、上記(1)(2)に準じるものとする。

## 5 閲覧場所

札幌市水道局総務部総務課契約係で閲覧に供する。

## 6 公表の期間

(1) 発注予定工事等

公示の日から発注予定年度の3月31日まで公表するものとする。

(2) 競争入札参加資格等

当該資格の有効期間中または改正されるまで、公表する。

(3) その他

公表した日(契約締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して1年が経過する日まで公表するものとする。

## 7 公表した内容に関する問い合わせの取扱い

(1) 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。ただし、閲覧の方法と併せて、当該事項をインターネット等他の方法によっても公表している場合にあつては、その旨も伝えるものとする。

(2) 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。ただし、当該事項が他の定めにより公表している場合にあつては、その旨を伝えるものとする。

## 8 留意事項

(1) 公表の対象となる事項が法令等の規定により公表することができないものとされ

ている場合にあつては、当該法令等の規定によることとする。

- (2) 公表の対象とならない工事等にあつても、契約締結権者が公表の必要があると認めるときは、公表を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。